

第1 乙の罪責について

1 乙のV宅への立入りは、住居侵入V宅就寝中に無断で玄関を開錠に
行ったものであり、住居所有者意思に反して立入り、すなわち「侵入、拒
阻（拒否）」に当たると認められる。よって、かかる行為は、住居侵入罪が成立し、
甲との間で共同正犯となる（60条）。

2 乙のV宅での現金奪取行為は、強盗罪（強盗致死罪（20条後段））が成立
するか。

(1) 乙は、V宅に侵入し、顔面を蹴るなどの「暴行」を伴っているが、これはVの反
抗を抑圧するものといえるか。

Vは、和服の男性であるのに対して、乙は20歳の男性であり、乙の方が若く
体格も勝っていると推定される。さらに、乙は刃物（10センチメートル）という相対
に危険な武器に脅かされている程度に長い、果敢とした行動を踏まえて、乙は
深夜2時という周囲に助けを求める人がほとんどいない時間帯である。Vは
Vは自己が傷付けられた可能性の高、危険な状況下にあると認識している。また、Vは乙の
脅威で起きている、度々乙が自らの身体を叩くなど、強い不安感に陥っている。か
い、Vは乙の顔面を数回蹴るなど、乙の脅威を排除しようとする行為を繰り返している。乙
に反抗することは期待できない。このような事情を考慮すると、乙は反抗抑圧乙の
上記行為は反抗抑圧行為に該当するものといえる。

よって、反抗抑圧行為に該当する「暴行」が認められる。

(2) さらに、かかる反抗抑圧行為は、Vは強盗に反抗を抑
阻されて、この状況下で、乙がVの現金という「他人の財物、
の占有を奪取しており、「強盗」が認められる。

(3) さらに、この乙の顔面を蹴る行為は、Vは死んでいる。

3 以上より、乙の上記行為には、強盗致死罪が成立し、甲乙共同正犯
となり、両とも強盗罪の範囲で共同正犯となる。

4 乙には①住居侵入罪、②強盗致死罪が成立し、両者は目的と手段の
関係にあるから、①を吸収犯（55条後段）とする。

第2 甲の罪責について

1 甲は、乙の住居侵入及び強盗致死について話し合っていたことが
あり、共同正犯としての責任を負う。

2 甲は、上記乙の行為について実行行為を分担している。よって、共同正
犯の成立が問題となる。

(1) 共同正犯の成立根拠は、自己の行為が実行行為者の行為を介し
て結果に因果性がある点にある。よって、①共謀、②共謀の
基に実行行為、かいて幫助犯（62条）に該当する③正犯意思が
認められる場合には、因果性が成立するといえ、共同正犯が成立
するとされる。

(2) 9月1日の甲乙間の会話で、「V宅に押し入る」と、A「V宅に
て盗む」と、乙の現金を奪取したことを甲が指示し、乙がこれを承
諾している。よって、住居侵入及び強盗の共謀が存在する（60条）。
よって、乙はこの共謀に基づいて第1で述べた実行行為に及ん
でいる（60条）。

さらに、甲は今日の住居侵入に関し計画を立てて乙に誘導し
ていることから、積極的な主犯性があるといえる。また、必要な道具に関し
ても、費用を甲が準備した。よって、甲の犯罪であることと認識している。よ
って、甲は乙の実行行為について、自身が正犯者の一人であることと志す。

詩していい。正犯意思が認められる(四)。

(1) したがって、強盗共同正犯が成立し、甲は正犯であるといえる。

3 また、甲は乙がV宅に侵入する直前に「強盗行を中止し」と言っていること、乙は「合点した」と返事をした。このような場合には、甲は犯罪関係から離脱し、責任を負わないこととなるが、

(1) 共同正犯の不罰根拠は、上述のように、結果に因果性を及ぼした点にある。そこで、離脱しようとする者の因果性が解消された場合には、共犯からの離脱が認められるとされる。物理的・心理的

(2) 甲は、乙の準備のために3万円を渡しており、これにより甲はナイフ等を購置している。ともにさかかあず、甲が道具等を取り上げていながら、甲と乙の行為の結果の間には物理的因果性は存在するといえる。→さかかあず

また、甲は首謀者の地位にあり、乙は乙が甲が考えた計画で実行し、上からいくつと考えたため、乙の犯行意思は存続しており、心理的因果性も存在する。

(1) 以上より、犯罪関係からの離脱は認められない。→結果の因果性も共同正犯

4 また、強盗致死の重い結果については、基本犯たる強盗犯、すなわち強盗の行為に危険性が含まれており、結果部分には故意・过失は必要ない。そこで、強盗の意思が認められ、致死結果についても当然甲に帰責される。

5 以上より、甲には①住居侵入罪と②強盗致死罪、~~③共同正犯~~の共同正犯となり、これは牽連犯となる。→結果の因果性

第3 丙の罪量について

1. 丙は乙を助けたために、V宅に侵入し、乙の行為はVの意思に反する立入り

である。かつ、住居侵入罪が成立する。この時点で乙丙間で牽連は成立していたが、かかる行為は共同正犯とはならない。

2 現金奪取行為について

(1) 乙と丙は、「ぬくり金でも頂か、」と合意した、と合意しており、この時点で、V宅の現金奪取について強盗共同正犯が成立している。

(2) また、途中から参加した丙は、目的を奪う目的で行う暴行を分担している。このような場合には、~~共同正犯~~共同正犯と認め、強盗共同正犯の成立が問題となる。

ア 共同正犯の不罰根拠は、上述のように、結果に因果性を及ぼした点にある。また、後行者の先行者の行為を自己の犯罪遂行の手段として利用した場合、その限度において、共同意思の下で、自己の犯罪手段として行っているとして、因果性を肯定することとなる。よって、丙の場合には共同正犯の成立が認められる。

イ 本問では、丙は乙と共に現金を奪っている。この行為に集中しているのはVの反抗抑圧状態がおり、Vによる妨害を覚悟しているからである。したがって、使用行為者丙は先行行為者のVの反抗抑圧という手段を自己現金奪取という犯罪の手段として利用しているといえる。

ウ したがって、強盗共同正犯が成立し、丙も強盗罪の共同正犯となる。

(1) また、~~強盗~~丙は反抗抑圧状態を利用して、V宅に侵入する状態を利用して意思はなく、必要もなかったといえる。よって、V宅死について~~共同正犯~~死因となる顔面着弾の行為が存在したことを認めている。丙には帰責もない。→丙は強盗共同正犯、強盗致死共同正犯、共同正犯が成立する。

3 以上より、丙には①住居侵入罪、②強盗罪が成立し、丙者は牽連犯と

たゞ甲辰の丙と亥同正犯となる。

第4 丁の罪差について

1. TのVの占有を侵入し、Vの意思に反してTが、金銀侵入罪を構成する。
2. 本件でキャッシュカードをTの所持に入札行為は、竊盗罪が成立する。
① この行為は、本件でキャッシュカードという「他人の財物」をTの所有物であるVの意思に反して、T自身占有に移すものであり「窃取」に当たる。財物性あり。
② 更にこの行為によりTが本件でキャッシュカードを利用して金銭をくさるために「権利者」を排除するもので、Tは金銭を利用しTは自己の所有物と同様の「経済的」用途に従って利用するものであり、TはTが認識に基き、不正に金銭の利益を得ることを認識している。

(3) 以上、上記行為は「高盗罪(215条)」に当たります。

- 3 了かV水の時、証券番号を間違えた行為は、これが成功するとATMから現金の引出しができて「目録上利益」(既保額)を得たことがわかる。そこで、カネ子が行方不明に強盗利得罪が成立するか。

1b. 112丁に於いて、何の暴行・脅迫をうけているか、こゝより回答に相違
 といえるか。 答：相違あり。

ア 乙が主犯並罪に於ける暴行・脅迫は、反抗を抑制するに必要の手段として必要である。乙が主犯に暴行・脅迫がなくとも、反抗を抑制するに必要の手段として必要である。同罪は成立すると考える。↑ 乙は暴行・脅迫に必要

イ 本問では、~~事件~~丁が侵入する前に乙~~が~~から暴行を食うこと
 1. こととは死を招く程度のものであったもの、⁽³²¹⁾乙はこのような怪我をして
 以上、若しくはEという移動に不可欠な階段を歩いて来たとあり述
 けつことは一切できない状況下に於て、時間差~~は~~午前2時40分4

いう、人が変遷し出歩める「時間率」であり、短時間の間に二産とも知らぬ
 者に強盗せられたという被害にない経験をしてゐる。Y、J、Vは通常では
 教へたが、程度に滑っていると考へるふに、おぼろげに知ることが集の中
 で、直ぐに来るために、反抗抑圧状態をとり出したことが可能であるから、
 かかる行為が反抗抑圧すにたつた脅迫行為といふ。

よ 1つから、脅迫が存在する。前文で文章の正確性、一貫性を求めた。

- (2) 又、このような取組状況下で、JKB暗唱器を記載して以上
「JKB上不法利益を得た」と主張し強盗利得罪は成立する。

- 第 1
4. J. ATMの法 × 銀行や支店の法則は、銀行が通事者たるものとして、不正利用の禁止の意思に反し、現金を不正に引き出すことと目的としたものではない。建物の管理権者の意思に反するものとして、建物の侵入罪（130条前段）に当たらず。

- 5 事件のキャッシュカードを挿入し、暗唱番号を入力して、ATMから現金の引き出しを行う。この行為は、窃盗罪か成立するか。

1) 現金1万円は、X銀行にて「他人財物」にあたる。よって、銀行は、口座
貸主となれば、現金の引出しを認めないことが通常の意思であること。
丙は、このような意思に反し、他人財物を自費で占有に移している。よって、
丙が認めらる。

- ② ①に、現金の引出し、X銀行の利用可能性を奪うことで、私、西
に、現金を経済的用途に促す~~ため~~ 利誘いがあると考えられるた
で、権利者排除意思も利用処分意思も存在し、不法取得の意思も
認められる。

見 本

(第 1 問)

6 以上より、丁の行状には、①侵入罪、②窃盗罪、③強盗罪、
④建築物侵入罪、⑤窃盗罪が成立し、①と②、②と③は、
連続犯となり、③はかみ切りと同一罪となる(③)。また、②と⑤は
連続犯となり(④)、①と④は併合罪(45条前段)。

以上